

地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9.3.13 環告 10)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2,55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法,其角8.1.2及び38.5に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/L 以下	規格61.2,61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本工業規格JIS K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	気体にあつては日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法,亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) に定める方法及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格47.1,47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
<p>備考:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年平均値とする。ただし、全ア)に係る基準値については最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法による測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2により測定された気体の濃度と規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1により測定された液体の濃度の和とする。 		